写

川監委第５０４６号
令和８年１０月２７日

川　越　市　長　　森　田　初　恵　様
川越市議会議長　　片　野　広　隆　様
川越市教育委員会
教　　育　　長　　新　保　正　俊　様

川越市監査委員　岡　田　昭　文
同　　石　川　隆　二
同　　山　木　綾　子
同　　中　原　秀　文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期監査並びに同条第２項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第１　基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

教育総務部及び学校教育部

武蔵野小学校、新宿小学校、牛子小学校、高階南小学校、

高階北小学校、高階西小学校、高階西中学校、砂中学校

第３　監査の期間

令和８年６月２９日から令和８年１０月２７日まで

第４　監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設、物品等の監査を実施した。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

１　施設の管理について

着眼点　①施設・設備の管理状況

２　安全対策について

着眼点　①来校者の管理状況　②避難訓練等の実施状況

３　物品の管理について

・備品等の管理について

備品出納簿より３件を抽出した。

着眼点　①台帳の整備状況　②管理状況

・刃物類の管理について

着眼点　①台帳の整備状況　②管理状況

・薬品の管理について

着眼点　①台帳の整備状況　②管理状況

４　現金等の管理について

着眼点　①現金、通帳、通帳印の保管状況

②管理職による現金出納簿等のチェック状況

③現金の納入状況

④現金出納簿、通帳、領収書等の確認（実査）

⑤郵便切手の確認（実査）

⑥使用時の確認状況

５　情報の管理について
着眼点　①管理状況

第５　監査を実施した監査委員
岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第６　監査の結果
事務処理上留意すべき点で軽微なものは、監査実施の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

１　施設の管理について
（要　望）
今回の監査対象となった小中学校８校のうち７校において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。緊急を要するものから今後計画的に修繕することとし、修繕が完了するまでの間も含め、安全・安心な環境の確保に努めるよう要望する。

２　安全対策について
特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

３　物品の管理について
（要　望）
牛子小学校において、刃物類管理規程について、他の小中学校の規程と異なっていた。
学校管理課は、全小中学校において、統一した規程に基づき、安全かつ適正な管理が行われるよう努められたい。
牛子小学校においては、学校管理課の指導の下、他の小中学校と同様の規程に基づく管理が行われるよう努められたい。

４　現金等の管理について
（意　見）
高階北小学校において、公金である日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る共済掛金の保護者からの預かり金について、受領した現金が金融機関へ１か月以上納入されていなかった。
事務担当者に一任することなく、管理職等による確認を徹底するとともに、会計規則及び公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理をすること。

準公金について、武蔵野小学校において、出納簿と領収書の日付が相違しているものがあった件並びに新宿小学校において、出納簿の日付漏れ及び出納簿と領収書の日付が相違しているものがあった件は、前回と同様、今回も措置されていなかった。

当該小学校の会計事務規程にのっとり、適正に事務処理をすること。

（要　望）

今回の監査対象となった小中学校８校のうち５校において、準公金について、１か月以上立替払の精算が行われていないものがあった。

立替払については、保護者からの集金等やむを得ない理由で行うことがあると認識しているが、学校管理課においては、速やかに精算が行われるよう、精算時期を定める等の実効性のある対策を講じ、今回の監査対象校を含む全ての小中学校に対し、周知徹底するよう努められたい。

５　情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※　取扱い

指　摘：　次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

⑴　合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

⑵　法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意　見：　「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要　望：　何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。